

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター  
海外関連事業の中止に関する基準

(目的)

第1条 激動する国際情勢に鑑み、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「産経センター」という。）が実施する海外関連事業（以下「海外関連事業」という。）について、中止する基準を定め、当該事業に出展又は参加する者（以下「出展者等」という。）及び職員の安全を確保する。

(対象事業)

第2条 この基準で定める事業は次のとおりとする。

- (1) 海外展示会参加支援事業
- (2) グローバルビジネス支援事業
- (3) その他海外渡航を伴う事業

(中止基準)

第3条 産経センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、海外関連事業を中止するものとする。

- (1) 展示会等を開催する国又は地域の外務省危険レベルが2以上となった場合
- (2) 展示会等を開催する国又は地域の外務省感染症危険レベルが1以上となった場合
- (3) 展示会等の主催者が開催をとりやめた場合
- (4) 展示会等の全行程において、展示会開催国・地域への渡航手段がなくなった場合
- (5) 特別の事由により産経センター理事長が中止と判断した場合

(出展者等への連絡)

第4条 産経センターは、前条の基準に基づいて海外関連事業の中止を決定したときは、出展者等に対して速やかに連絡するものとする。

2 出展者等は、前項の連絡があったときは、出展又は参加を中止しなければならない。

(出展料等)

第5条 産経センターは、第3条の規定により海外関連事業を中止した場合は、その事情に応じて出展料等の清算、追加経費の出展者等負担、出展物の措置等について速やかに定めるものとする。

(出展者等の決定)

第6条 産経センターは、海外関連事業の中止に関する基準を出展意向確認書等に明記し、同意した者を出展者等として決定するものとする。

(連絡体制)

第7条 産経センターは、海外関連事業の実施にあたっては、出展者等との連絡体制を整備し、

必要に応じて出展者等の安否を確認するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和元年9月3日から施行する。
- 2 この基準は、令和2年2月21日から施行する。